

令和 7 ・ 8 年度宇美町総合福祉計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

宇美町役場 福祉課

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和 7・8 年度宇美町総合福祉計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

令和 3 年 3 月に策定された第 2 次宇美町総合福祉計画（期間令和 3 年 4 月から令和 9 年 3 月）の見直しを行い、住民福祉の向上と発展を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「令和 7・8 年度宇美町総合福祉計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

2. 提案上限額

令和 7 年度 6,050,000 円

令和 8 年度 4,950,000 円

合計額 11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。当該上限額は、本業務に係る必要経費の全てを含む。

3. 契約方法

(1) 契約の締結

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、公募型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約を行う。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に、宇美町契約規則（平成 21 年宇美町規則第 5 号）第 26 条の規定に基づき、契約保証金（契約額の 10/100 以上）を納付しなければならない。ただし、同規則第 27 条の規定に該当する場合は、免除する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(2) 過去に仕様書に記載ある各計画のいずれかの策定支援業務の実績がある

こと。

- (3) 参加表明書の提出時点において、宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱（平成 21 年宇美町告示第 43 号）に基づく、令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿に記載があり、物品等の登録があること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない、またはされていない者であること。
- (6) 次の者に該当するものでないこと。
 - ア．代表者及び役員等が暴力団（宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、または暴力団員が経営に事実上参加しているもの
 - イ．暴力団員を雇用しているもの
 - ウ．暴力団若しくは暴力団員と密接または社会的に非難される関係を有しているもの
- (7) 公募の開始の日から参加表明書及び企画提案書の提出期限の日までにおいて、宇美町指名停止等措置要綱（平成元年宇美町要綱第 7 号）に基づく指名停止等の措置を受けている者ではないこと。
- (8) 国税及び地方税等を滞納しているものではないこと。
- (9) 本業務を履行するに当たり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。

5. 契約までのスケジュール

内 容	日 程
公募及び受付開始	令和 7 年 9 月 19 日（金）
質疑書の提出期限	令和 7 年 9 月 25 日（木）13 時
質疑に対する回答期限	令和 7 年 9 月 29 日（月）17 時
参加表明書の提出期限	令和 7 年 10 月 2 日（木）17 時
企画提案書の提出期限	令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時
プレゼンテーション審査	令和 7 年 10 月 22 日（水）
選定結果の通知	令和 7 年 10 月 27 日（月）頃
契約締結日	令和 7 年 10 月 30 日（木）頃

6. 質疑及び回答

- (1) 質疑方法

質疑書（様式第 1 号）に記入の上、電子メールにより提出すること。

電話及び来庁による質問には応じない。

なお、質疑書の送信後に、電話にて福祉課にメールの着信を確認すること。

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）から令和 7 年 9 月 25 日（木）13 時まで

(3) 回答

令和 7 年 9 月 29 日（月）17 時まで、町ホームページに掲載する。

URL: <http://www.town.umi.lg.jp>

7. 参加表明書の提出

本プロポーザルに応募しようとする者は、次に掲げる内容に従い、参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 2 号） 1 部

※本店所在地、商号及び代表者資格氏名その他必要事項を記入し、
実印を押印すること。（全て登記事項証明書上のものとする。）

イ 会社概要（様式第 3 号） 1 部

ウ 会社概要参考資料 1 部

※会社案内、パンフレットなど

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

オ 市町村税を滞納していないことの証明 1 部

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

(3) 提出期限

令和 7 年 10 月 2 日（木）17 時まで

8. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

本プロポーザルに参加する者は、仕様書に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書を作成すること。

また、提案書は書類及び PDF データを提出すること。（CD-ROM または DVD-ROM に記録して提出。）

◆企画提案書の記載事項

	記載事項	注意事項等	様式
①	企画提案書鑑		様式第 4 号
②	目次		任意
③	業務全体計画	業務全体の流れ、業務実施のスケジュール、役割分担が具体的に分かるように記載すること。	任意
④	業務内容別の説明	仕様書をもとに、策定に向けた基本的な考え方、「総合福祉計画」の構成案、検討組織の運営支援方法など必要な事項を具体的に記載すること。 計画策定に係る独自提案を具体的に記載すること。 当町が要求している以外に、有効な提案(用紙、企画、作成上の工夫、構成など)があれば自由に記載すること。 (今回の予算額の範囲内において実施するものとする)	任意
⑤	業務実施体制予定調書	配置予定の管理責任者及び担当者を記載すること。	任意
⑥	同種業務実績調書	過去に実施した類似業務の実績がわかる資料	様式第 5 号
⑦	見積書	1. 積算内訳を添付すること。 2. 合計金額は、消費税及び地方消費税を含めない額とする。	任意
⑧	企画提案書等添付書類チェック表		様式第 6 号
⑨	成果見本品	他自治体等で実施した成果品を 1 部	任意

(2) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は、提出期限必着)

(3) 提出期限

令和 7 年 10 月 10 日(金)17 時まで

(4) 提出後における提出資料の差し替え及び追加は認めない。

9. 無効となる企画提案書

企画提案書の提出の日から最優秀提案者を決定する日までの期間において、次のいずれかに該当することが明らかになった企画提案書は、無効とする。

- (1) 本要領に規定する内容、条件等に適合しないもの
- (2) 記載内容の誤り、不明瞭又は未記入の部分があるもの
- (3) 記載内容に虚偽があるもの
- (4) 記載内容が法令等に違反するもの

- (5) 見積書の合計金額が 2. 提案上限額を超過しているもの

1 0. 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき選定委員会で審査する。委託業者選定にあたってはプロポーザル方式とし、見積金額、企画提案書、類似業務実績、プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、評価項目の評価点の最上位点と再下位点は控除してその他の平均点を算出し、得点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

この場合において、点数が同じ者が複数いるときは、見積額の安価な者を、優先交渉権者とする。なお、審査については、別に定める「令和 7・8 年度宇美町総合福祉計画策定支援業務委託事業者選定審査要領」による。

評価項目	配点
企画・提案	25
会議支援	5
プレゼン	5
業務遂行	10
見積金額	5
計	50

1 1. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 実施日時

令和 7 年 10 月 22 日（水）

※詳細な時間と場所については、別途通知する。

- (2) 実施場所（予定）

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号

宇美町役場 1 階 多目的ホール

- (3) 出席者数

1 事業者あたり、3 人以内とする。

- (4) 所要時間

機材の設置及び撤去を含めた全ての所要時間を 1 事業所当たり 50 分以内とする。なお、プレゼンテーションは 20 分以内とし、その後、質疑応答時間を 20 分程度設ける。

- (5) 注意事項

(ア) 提案書に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。追加の資料は一切認めないものとする。

(イ) 提案書等の説明については、作成に関する担当者が行うものとする。

(ウ) 説明は、企画提案書等に基づいて行うこととし、補足資料の配布及び

使用は認めない。

(エ) パソコン及びプロジェクターの使用は認める。なお、パソコン以外の機器を町が準備することができる場合もあるので、あらかじめ事務局と打ち合わせることを。

1 2. 審査結果の通知・公表

プレゼンテーション等の審査後、当該結果について各事業者に通知する。

また、宇美町ホームページにて、優先交渉権者の事業者名を公表するものとする。なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

また、個別の事業者の審査、選考過程などの内容についての問い合わせには、回答できない。

1 3. 契約手続き

(1) 選定された候補者のうち最上位の候補者と、協議及び契約内容の確認を行い、業務の使用内容が確定した上で契約締結を行う。

(2) 協議に際しては、協議期間の開始後 3 日以内に次の協議書を提出すること。

(ア) 契約に係る正式な見積書及び内訳書（税抜き額で作成すること）

(イ) 全体工程や業務計画に関するスケジュール

(ウ) に伴う役割分担表

※各工程に対して、その実行主体（宇美町か事業者かなど）が把握できるもの

(エ) その他協議に必要な書類

(3) 協議期間の開始後 3 日以内に (2) の協議資料の提出がなかった場合、又は、上位候補者との契約交渉が不調となった場合は、次順位の候補者と契約協議を行う。

また、審査結果通知後に上位候補者が、4. 参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、またそれが明らかとなった場合も、同様とする。

1 4. その他留意事項

(1) 本件への参加に要する一切の費用は、すべて事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。

(3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(4) 情報公開請求があった場合は、宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成 13 年宇美町条例第 17 号）の規定に基づき情報を開示することが

ある。

ただし、参加者名、個人情報、企画提案内容については、すべて非公開とする。

- (5) 本業務により得られた成果物に係る著作権その他の権利は宇美町に帰属する。

1 5. 問い合わせ・提出先

【事務局】

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 福祉課 福祉・手当係

TEL : 092-934-2278 (直通)

FAX:092-933-7512

E-mail : fukushi@town.umi.lg.jp